

事 務 連 絡

令和2年11月5日

各介護サービス事業所 管理者 様

各高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

**介護サービス事業所・高齢者福祉施設における面会及び  
委託業者等の施設への立ち入りの取り扱いについて（通知）**

標記については、令和2年8月19日付事務連絡「入所施設・居住系サービスにおける新型コロナウイルス対策について」等によりお知らせしておりましたが、令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」において、面会等を実施する際の留意事項が明確化されましたので、それを反映する形で整理し、別紙のとおりお知らせいたします。

冬季に向けて、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの二重流行を防ぐことが非常に重要となりますので、貴事業所・施設におかれましては、引き続き、感染予防対策を徹底していただきますよう、お願いいたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況により、本通知の取り扱いを変更する場合がありますこと、併せてお知らせいたします。

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課

施設指導係 TEL：092-711-4319

在宅指導係 TEL：092-711-4257

**【別紙】 <介護サービス事業所・高齢者福祉施設における面会及び委託業者等の施設への立ち入りの取り扱いについて（令和2年11月5日付事務連絡）>**

（面会及び委託業者等の施設への立ち入り）

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、入所・入居者の心身・認知機能の維持、ストレスの蓄積防止、家族等との関係性の維持などの観点から、新型コロナウイルス感染症の発生状況等も踏まえ、管理者・施設長が制限の程度を判断し実施すること。なお、面会者に発熱やのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害の症状がある場合などには面会を断ること。
- 委託業者等の施設への立ち入りは極力避け、物品の受け渡し等は、玄関など施設の限られた場所で行うこと。やむを得ず立ち入る場合でも、発熱やのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害の症状がある場合などには入館を断ること。
- 実施する場合は、次の「面会及び委託業者等の施設への立ち入りの留意事項」を踏まえ、感染拡大防止対策を徹底した上で実施すること。

（面会及び委託業者等の施設への立ち入りの留意事項）

<面会>

- 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者の手指や飛沫等が入所・入居者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。

<委託業者等の施設への立ち入り>

- 滞在時間は必要最小限とすること。
- 入所・入居者との接触を避けること。

<面会・委託業者等の施設への立ち入り共通>

- 面会・立ち入り者は以下の条件を満たすこと。
  - ・発熱やのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害などの症状がない
  - ・感染者との濃厚接触者でない
  - ・同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がない
  - ・過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がない
  - ・過去2週間以内に発熱等の症状がない
  - ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がない
- 感染者が発生した場合に保健所の調査に必要となるため、面会・立ち入り者の来訪日時・氏名・連絡先を記録しておく。
- 人数を必要最小限とすること。
- 施設内でのマスク着用、面会・立ち入り前後の手指消毒を求めること。
- 施設内のトイレを極力使用しないようし、やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。
- 必要に応じて面会・立ち入り者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

(入所・入居者の外出)

○入所・入居者の外出を行う場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。

○入所・入居者の外出について、厚生労働省が下記の見解を示しているため留意すること。

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）三（3）①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- ・感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。